伝統的構法・木造建物の耐震診断方法と適用性に関する研究

村 山 明*・伊 藤 敬 一**・滝 田 貢***

A Study on Methods of Seismic Capacity Evaluation and Their Applications of Traditional Wooden Structures

Akira Murayama*, Keiichi Itoh** and Mitsugu Takita***

Abstract

This paper presents application of methods of seismic capacity evaluation in traditional wooden structures. Three methods, first one is based on the ultimate strength, second based on the ultimate energy, third based on the seismic response of deformation, are examined on application. It is evident that some differences are existed in the synthetic values of seismic capacity in the three methods, and there are due to handling of deformation capacity in each method.

Keywords: Traditional wooden structures, Seismic capacity, evaluation methods

1. はじめに

木造建物は,在来軸組構法と伝統的構法・木 造建物に大きく分けることができる。在来軸組 構法は,耐震要素として壁を持ち,これによっ て耐震性能を発揮させる構法である。一方,伝 統的構法・木造建物は,耐震要素として壁,垂 壁付き独立柱,貫,鴨居を持ち,これらによっ て耐震性能を発揮させる構法である。この種の 建物は,柱で構成される伝統的軸組構法(社寺 建築),柱と壁で構成される伝統的軸組壁構法 (民家)に分けられる。しかし,この構法の耐震 性能評価については,仕口の評価,垂壁,腰壁 によるラーメン効果の評価が難しく,法令では 耐力壁以外の規定はなく,日本建築防災協会で は適用外となっている。

1995年1月の兵庫県南部地震では、伝統的構法・木造住宅にも甚大な被害がみられたり。この

ため, 伝統的構法・木造建物でも耐震補強を進 めるために簡易的な耐震性能評価方法を検討す る必要性が高まった。2000年に建築基準法を改 訂,木造住宅の仕様規定(基礎,接合部,耐力 壁の配置など)を大幅に強化,性能規定の導入, 限界耐力計算の導入(令82条の6)が行われ, 令36条の2の定めによって木造住宅でも適用 可能となった。いままで民家や町家のように保 有耐力は大きくなくとも変形性能が高い伝統的 構法の住宅に対しては構造安全性を確かめる方 法が実質的にはなかったに等しい状況だったの で, 限界耐力計算はこの種の構法について性能 評価の道を開いたものと位置づけることができ る。しかしながら、適用には耐力壁の荷重変形 関係のデータや増分解析が必要となることか ら,一般的な在来軸組構法の住宅の耐震性能評 価について言えば実際は殆ど用いられていない というのが現状である。それでも,近年,耐震 要素の実験がされ,耐震要素の復元力特性が明 らかになってきたために評価方法として注目さ れている。

2001年3月,文化庁は、伝統的構法・木造建

平成 17 年 12 月 16 日

^{*} 大学院建築工学専攻博士前期課程・2年

^{**} 大学院建築工学専攻•前教授

^{***} 大学院建築工学専攻·教授

物に適用可能な耐震性能評価方法として,「重要 文化財(建造物)耐震診断指針」(以後,文化庁 診断指針と略称)を公表した²⁾。また,2004年7 月,日本建築防災協会は,「木造住宅の耐震診断 と補強方法」(以後,改訂版診断法と略称)を改 訂版として公表した³⁾。その中でも伝統的構法・ 木造住宅の耐震性能評価方法を新しく追加し た。

以上のように,兵庫県南部地震を契機にして, 木造住宅の耐震補強を推進することの重要性が 広く認識されるようになった。そして,伝統的 構法・木造建物でも耐震補強を進めるために簡 易的な耐震性能評価方法を検討する必要性が高 まった。年々,耐震性能評価方法が整備されて きてはいるが,伝統的構法・木造建物の耐震性 能評価方法は,公表,導入された手法が適用し ているかが課題となっている。

以上のことから、本研究では以下のことを目 的とする。

- (1) 伝統的構法・木造建物の耐震性能評価方法として提案されている手法は、どのような内容と特徴をもっているか明らかにする。
- (2) 既存建物を用いて耐震性能評価方法の 適用性について知見をまとめる。

2. 既往の研究

2.1 木造建物の耐震診断法と現状

兵庫県南部地震を受けて2000年に建築基準法の改定が行われた。この改定では、従来からある仕様規定が告示などで一層強化(基礎、接合部、耐力壁の配置)された一方で、耐震性能を別ルートで評価できるよう限界耐力計算が導入された。改定された基準法における木造住宅・耐震関連内容を流れ図の形で整理してみたのが図1である。

この図に示されているように,通常規模の木 造住宅は四号建築物として扱われ,許容応力度 計算,保有耐力計算などの一貫した構造計算は 課せられず, もっぱら仕様規定によって構造安 全を確保する方法が中心になっているのは今ま でと同様である。新計算法として令82条の6 で限界耐力計算が導入され、令36条の2の定 めによって木造住宅でも適用可能となった。い ままで民家や町家のように保有耐力は大きくな くとも変形性能が高い伝統的構法の住宅に対し ては構造安全性を確かめる方法が実質的にはな かったに等しい状況だったので、 限界耐力計算 はこの種の構法について性能評価の道を開いた ものと位置づけることができる。しかしながら, 適用には耐力壁の荷重変形関係のデータや増分 解析が必要となることから、一般的な在来軸組 構法の住宅の耐震性能評価について言えば実際 は殆ど用いられていないというのが現状であ る。

今回の改定では,兵庫県南部地震の被害分析 から仕様規定が強化された。基礎の仕様, 柱端 部,筋かい端部の接合部の仕様について,それ ぞれ告示によって細部にわたって規定が示さ れ,特に在来軸組構法の主たる耐力要素である 耐力壁については, その配置について大きな変 更が加えられた。俗に「4分割法」と呼称される 具体的規定が告示 1352 号に定められ、耐力壁 の配置バランスについて数量的な判断基準が示 された。それまでは、今46条第1項に耐力壁 は「釣り合いよく配置しなければならない」と あるだけでそれ以上の規定はなく,配置の良し 悪しの判断は設計者に全面的に任されており, 確認申請時の場面でも殆ど不問にされるような 状況であった。兵庫県南部地震に限らず,過去 の地震被害でも耐力壁の偏在は被害の大きな要 因として指摘されていたので, この改定は木造 住宅の耐震性能を底上げするものとして評価で きるものである。また一方, 簡略的なものとは 言え、耐震性能を壁量のみならず、その配置に よっても数量的に評価するという新しい考え方 を示したものとして位置づけることができる。

従来,木造住宅の耐震性能評価は各種仕様と 壁量計算で行っていたが,2000 年の基準法改定

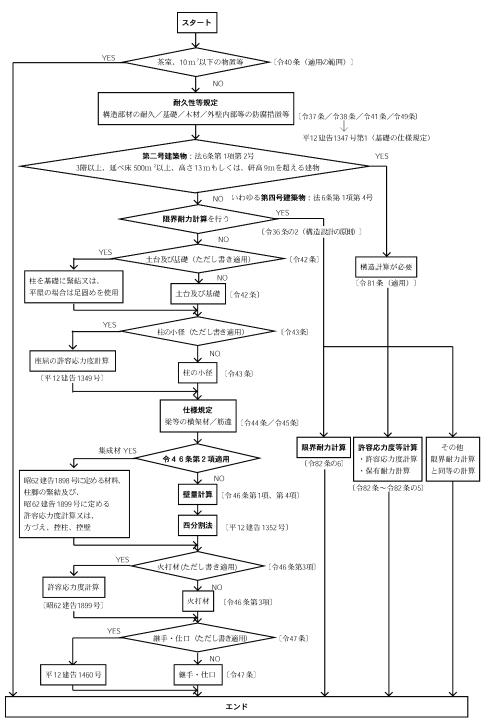


図1 建築基準法で定める木造建物の構造計算ルート

は、仕様規定を強化する一方で限界耐力計算の 導入、耐力壁配置バランスの数量評価、また、仕 様規定の除外規定として幾つかの仕様について 部分的に許容応力度計算を用いるなど、性能評 価の観点から一層、構造計算を利用する方向に 向けられた改定であったと結論づけることがで きる。

2.2 耐震要素・復元力特性の実験のまとめ

2000 年に法令改定の際に導入された限界耐力計算は、適用するために耐震要素の復元力特性、荷重変形関係のデータや増分解析が必要となることから、殆ど用いられてこなかった。近年、耐震要素の実験が行われ、復元力特性が明らかになってきた。そのために、耐震性能評価方法として注目されている。

そこで,限界耐力計算を適用するための耐震 要素の復元力特性とその適用方法をまとめる。 今回は,伝統的構法・木造建物の耐震要素であ る土壁,垂壁付独立柱,貫と補強工事で注目さ れている仕口ダンパーの復元力特性とその適用 方法を以下にまとめる。

(1) 土壁

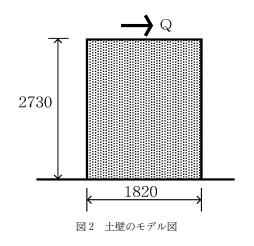
藤田ら⁴⁾の研究によると、土壁を含む架構の 復元力特性は次のようにまとめられる。単位フ レームの仕様は、中塗り壁 60 mm 厚、壁内に 3 ~4 段の貫材と小舞下地を含む。耐力はこれら 下地の耐力,および周辺のフレーム耐力を含む。単位フレームの保有耐力は $9\,\mathrm{kN}$,変形限界は $1/15\,\mathrm{cl}$,柱間寸法および壁厚に比例する。単位フレームの幅は $1,820\,\mathrm{mm}$,壁厚の基準値は $60\,\mathrm{mm}\,\mathrm{cl}$ としてあるので,たとえばスパンが $0.91\,\mathrm{m}\,\mathrm{cm}$ であれば,単位フレームの復元力を $0.91/1.82=0.5\,\mathrm{cm}$ 倍し,壁厚が $120\,\mathrm{mm}\,\mathrm{cm}\,\mathrm{cm}$ であれば,単位フレームの復元力を $0.91/1.82=0.5\,\mathrm{cm}\,\mathrm{$

(2) 垂壁付独立柱

藤田らり、山田らりの研究によると、小壁(土壁)の復元力特性は次のようにまとめられる。単位フレームの仕様は、欄間高さ900 mm、中塗り壁60 mm厚、壁内に内法貫、小舞下地を含む。耐力は貫の耐力は含まず、周辺フレームの耐力を含む。単位フレームの保有耐力は4kN、変形限界は1/15とする。耐力は、小壁のせいが階高に対して占める割合(=h/H)、壁厚に比例し、柱間寸法には比例しないものとして算定する。また、ほぞの種類での耐力差は見込まない。ただし、柱の耐力の計算によって確認し、柱の折損が生じない場合は変形限界を1/15とするが、柱の折損が生じる場合は変形限界を文化庁の方法によって計算する。図3に実験体のモデル図を示す。

(3) 貫

藤田ら⁴),山田ら⁵),村上ら⁶の研究によると,



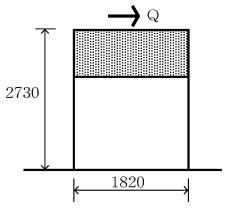
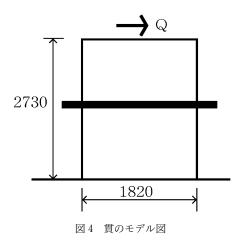
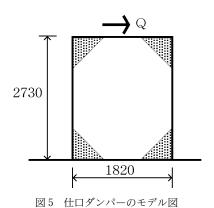


図3 垂壁付独立柱のモデル図





中間に貫を含む架構の復元力特性は次のようにまとめられる。単位フレームの仕様は、貫材を1段,通し貫2ケ所のものである。耐力は貫材1段,通し貫2ケ所の耐力であり、周辺のフレーム耐力を含まない。単位フレームの保有耐力は貫の断面寸法150×250 mmで25 kN,24×120 mmで1 kN,15×105 mmで0.6 kN,変形限界は1/15以上とする。耐力は,貫のめり込み面積と貫段数に比例し、階高に反比例するものとして換算する。貫の高さ位置には関係しない。仕口の形状は通し貫、大入れ、略鎌であるが仕口形状に応じて相当する耐力に換算する。なお仕口内の継手については通し貫でない場合、略鎌は1/2,外端の大入れは1/4の耐力と見なす。図4に実験体のモデル図を示す。

(4) 仕口ダンパー

一ノ瀬ら 7 、カネソウ株式会社 8 の研究によると、仕口ダンパーの復元力特性は次のようにまとめられる。単位フレームの仕様は、四隅に仕口ダンパーを設置した架構である。仕口ダンパーは、15 cm、20 cm、30 cm と 3 タイプある。耐力は 4 個の仕口ダンパーが定変位振幅にて振動するときの復元力特性であり、木造架構部分の負担力は除く。標準として振動数 0.5 Hz(周期 2 sec)、1.0 Hz(周期 1.0 sec)、3.0 Hz(周期 0.33 sec)の仕口ダンパー架構を示す。耐力は,仕口ダンパーの個数に比例し,階高に反比例し,柱間は関係しない。また,仕口ダンパーの履歴減衰による等価粘性減衰定数は,周期 $0.3\sim1.0$ 秒にて h=40%, 2.0 秒にて h=35% とする。図 5 に実験体のモデル図を示す。

3. 木造建物の耐震性能評価方法

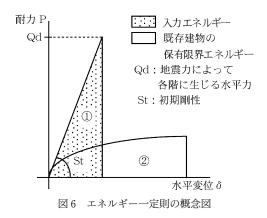
3.1 法令で定める木造建物の耐震性能及び その評価方法

法令では、木造建物の耐震性能は耐力壁を中心とし考えており、壁量と配置バランスによって評価している。耐力壁は、令46条に規定されている。伝統的構法・木造建物に法令を適用すると垂壁、貫等の要素について規定されてないため、評価できない状態になっている。

法令で定められている木造建物の耐震性能評価方法は、仕様規定では令46条の壁量計算法、四分割法(平成12年建告1352号)、性能規定では許容応力度計算等(令82条)、限界耐力計算(令82条の6)等である。伝統的構法・木造建物を評価できる耐震性能評価方法としては、限界耐力計算が挙げられる。

3.2 伝統的構法・既存木造建物の耐震診断に おける耐震性能評価方法

伝統的構法・既存木造建物の耐震性能評価方 法として,2001年3月,文化庁公表の文化庁診 断指針,2004年7月に日本建築防災協会刊の改



訂版診断法が挙げられる。

文化庁公表の文化庁診断指針は,「所有者診断」,「基礎診断」,「専門診断」の3段階からなる診断法である。このうちの「基礎診断」には,エネルギー一定則の考えをもとに開発された保有限界エネルギーを評価する方法(以後,保有限界エネルギー診断法と略称)と等価線形化法によって応答変形を評価する方法(以後,等価線形化法と略称)がある。保有限界エネルギー診断法で耐震性能評価する際に扱う耐震要素は,土壁と垂壁付独立柱である。適用方法は,土壁と垂壁付独立柱である。適用方法は,土壁と垂壁付独立柱の荷重変形曲線より保有限界エネルギーを算定し評価する。等価線形化法で耐震性能評価する際に扱う耐震要素は,全ての耐震要素である。適用方法は,各耐震要素の復元力特性を求め応答変形角を求める。

日本建築防災協会刊の改訂版診断法とは、「誰でもできるわが家の耐震診断」、「一般診断」、「精密診断法」の3種類からなる診断法であり、伝統的軸組構法・木造住宅にも対応するように改訂された。この手法の中の「一般診断」と「精密診断法」の中の1つである保有耐力診断法は、エネルギー一定則の考えに基づいて開発された保有耐力を評価する方法である。一般診断と保有耐力診断法で耐震性能評価する際に扱う耐震要素は、土壁と垂壁付独立柱である。土壁と垂壁付独立柱の終局耐力より壁強さ倍率の値を用いて評価する。

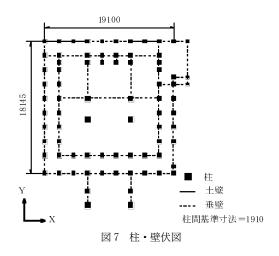


図6 にエネルギー一定則の概念図を示す。

4. 耐震性能評価方法の適用性についての検討

4.1 耐震性能指標の種類と特徴

総合的に耐震性能を見ていく場合には、耐震性能指標ごとに耐震性能を見ていくことが重要なことなる。本研究では、耐震性能を見るための耐震性能指標を次の4つの指標を取り上げる。

- a. 壁量充足率, 1/4 側端部分における壁量 充足率…耐力壁の壁量割合で耐震性能を 評価する考え方である。
- b. 保有耐力…ある変形時の建物が持っている耐力によって耐震性能を評価する考え方である。
- c. 保有限界エネルギー…耐力と変形能力に よって耐震性能を評価する考え方であ る。
- d. 保有限界応答変形…地震力が作用した際 にその建物がどのくらいの変形まで応答 するかを評価する考え方である。

4.2 既存建物への耐震性能評価方法の適用

既存建物の総合的な耐震性能を見るために,4 つの耐震性能指標を見るこのできる次の5つの

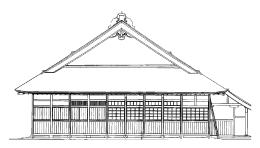


図8 東側立面図

表1 建物規模,柱・壁の量,立地条件

	項	目	内	容	
建物規	建設年	(年)	1,650		
	延べ床面積	(m^2)	344.75		
	最高高さ	(m)	12.6		
	軒高	(m)	5.3		
模	桁行長さ	(m)	19.1		
1天	梁間長さ	(m)	21.965		
	柱間隔	(m)	1.91		
柱・壁の量	七七段本	(cm/m²)	X	2.77	
	存在壁率	(CIII/III ⁻)	Y	0.55	
	存在柱率	(cm^2/m^2)	72.7		
立地条件	地震地域係数	0.9			
	地盤	第2種地盤			
	積雪深	(m)		1.32	

表 2 建物仕様

項目	内容				
屋根	柿葺き+薄鉄板葺き				
柱 (cm)	ヒバ (24×24, 18×18, 13.5×13.5)				
壁	土塗壁				
床	板張り(火打ちなし)				
基礎	玉石				
接合部	長ほぞ差し+込み栓				

評価方法を適用する。

- ① 法令に規定されている壁量計算,四分割 法
- ② 防災協会の一般診断
- ③ 防災協会の保有耐力診断法
- ④ 文化庁の保有限界エネルギー診断法
- ⑤ 文化庁の等価線形化法

(1) 既存建物の概要

対象建物は、青森県弘前市に建つ社寺建築「A 寺」とする。建物概要として、図7に柱・壁伏 図,図8に立面図、表1に建物規模、柱・壁の 量,立地条件、表2に建物仕様を示す。

(2) 耐震性能評価結果

既存建物に適用させた5つの耐震性能評価方 法の計算結果を表3に示す。

性能評価結果から次のことが言える。法令に定める評価方法の壁量充足率の結果から,X方向 0.09,Y 方向 0.02 という結果が得られた。これは,壁の量が非常に少ないことが分かる。1/4 側端部分における壁量充足率の結果から,X,Y 方向共に片方の領域に壁が無く偏心していることが分かる。

そして,保有耐力による評価では,一般診断,保有耐力診断法ともに X,Y 方向の総合評価値が基準値である 1.0 よりも低いために,倒壊の危険性が高いという結果が得られた。次に,エネルギー一定則にもとづく評価でも保有耐力による評価と同様に,X,Y 方向の総合評価値が基準値である 1.0 よりも低いために,倒壊の危険性が高いという結果が得られた。次に等価線形化法による評価では,評価値が X 方向 1/20, Y 方向 1/24 であり,倒壊限界の変形角である 1/15 よりも小さい評価値が得られ,倒壊の危険性が低いという結果が得られた。

この結果から、この対象建物の構造特性は、壁のみで耐震性能を発揮させるのではなく、耐震要素全体によって総合的に耐震性能を発揮させる建物であることが分かる。また、耐力だけで耐震性能を発揮させるのではなく変形性能も考慮できる建物であることが分った。つまり、全

八戸工業大学紀要 第25巻

表 3 耐震性能評価結果

指標	診断方法	方向		保有値		必要値		評価値
	壁量充足率	X		存	4.8	必	51.7	0.09
		Y			1.0			0.02
壁量充足率 , 1/4 側端部分に	1/4 側端部分に おける壁量充足率	X	1	在壁量(m)	4.8	要量(m)	13.0	0.4
おける壁量充足率		Λ	2		0.0		13.0	0.0
		Y	1		0.0		13.0	0.0
			2		1.0		9.2	0.1
	一般診断	X Y X Y		保	28.9	必要耐力()	230.6	0.1
保有耐力				有耐.	保有耐力 78.9			0.3
一大日 103 / J	保有耐力診断法			カ kN	78.8		267.2	0.3
)	128.7 kN	207.2	0.5	
保有限界	保有限界 エネルギー診断法		X	保 (有 kNエ ・ネ	52.2	必要 kNエ ・ネ	246.1	0.2*
エネルギー	(倒壊限界· 大地震動)		Y	・ ピッギー	65.2	ポルギー (m) ギー	97.4	0.7*
保有限界	等価線形化法 (大地震動)	2	X					1/20
応答変形			Y				1/25	

注:()は令84条にもとづいて建物重量を精算した値を使用した場合

ての耐震要素で耐震性能を粘り強く発揮する建物と言える。

5. ま と め

本研究では、伝統的構法・既存木造建物を対象として耐震性能評価を行った。以下に、耐震性能評価方法の適用性について知見をまとめる。

耐震性能指標別に見ると等価線形化法は,保有限界応答変形を評価することだけではなく保有耐力も評価することができる診断方法である。まず,保有耐力について見てみる。保有耐力を評価する評価方法は,防災協会の一般診断と保有耐力診断法である。これを等価線形化法と比べる。一般診断と保有耐力診断法は,終局耐力,つまり変形角 $\gamma=1/15$ の時の耐力をを評価している。また,土壁,垂壁付独立柱のみの

耐力で評価している。それに対し,等価線形化法は,全ての耐震要素の保有耐力を評価している。対象建物のような伝統的構法・木造建物は,在来軸組構法・木造建物のように耐震要素を耐力壁中心に耐震性能を発揮させる建物とは違い,耐震要素として壁,垂壁付独立柱,貫,鴨居等で総合的に耐震性能を発揮させる建物である。そのため,一般診断と保有耐力診断法のように壁,垂壁付独立柱のみで保有耐力を評価する方法よりも全ての耐震要素によって保有耐力を評価する方法の方が耐震性能特性を評価できる。

次に,保有限界エネルギーについて見てみる。 保有限界エネルギーを評価する評価方法は,文 化庁の保有限界エネルギー診断法である。保有 耐力と同様に等価線形化法と比べると,保有限 界エネルギー診断法も一般診断と保有耐力診断 法と同じで土壁,垂壁付独立柱の保有限界エネ ルギーのみを評価している。やはり,この指標 に置いても等価線形化法の方が全ての耐震要素 を評価しているからよりよく耐震性能特性を評価できている。

以上のことから、対象建物ような伝統的構法・木造建物は、耐震性能を耐震要素を総合的に発揮する構法であるから、耐震性能評価方法も等価線形化法のように総合的に評価できる評価方法の方がよい。また、等価線形化法は、地震力をそのまま入力するので、各変形時の構造特性が評価することができる。

参考文献

- 建設省住宅局:木造住宅の耐震精密診断と補 強方法,財団法人 日本建築防災協会,1997.1
- 2) 重要文化財(建造物)耐震診断指針, pp. 32~pp. 53, 文化庁文化財部, 2001.3

- 国土交通省住宅局:木造住宅の耐震診断と補 強方法,pp. 45~pp. 107,財団法人 日本建築 防災協会,2004.7
- 4) 藤田香織ほか: 伝統的建築の壁体に関する振動台実験 その2 土壁の地震波加振,日本建築学会大会学術講演梗概集,No.22075,1997.9
- 5) 山田真澄ほか:単位木造フレームを用いた動 的・静的実験による木造軸組の耐震性能評価 その3:小壁,全面壁による木造軸組の耐震性 能,日本建築学会大会学術講演梗概集,No. 22173,2002.8
- 6) 村上秀夫ほか: 伝統的木造建築物における継 手部の構造実験 その1 仕口形状及び材種 の影響,日本建築学会大会学術講演梗概集, No. 22046, 2001.9
- 7) 一ノ瀬博明ほか:木造軸組の単位フレームを 用いた振動台実験による制震補強法の検証(そ の2) 仕口タイプ粘弾性ダンパーによる木造軸 組の制震補強,日本建築学会大会学術講演梗概 集,No.22147,2002.8
- 8) 仕口ダンパーの審査証明書,カネソウ株式会社